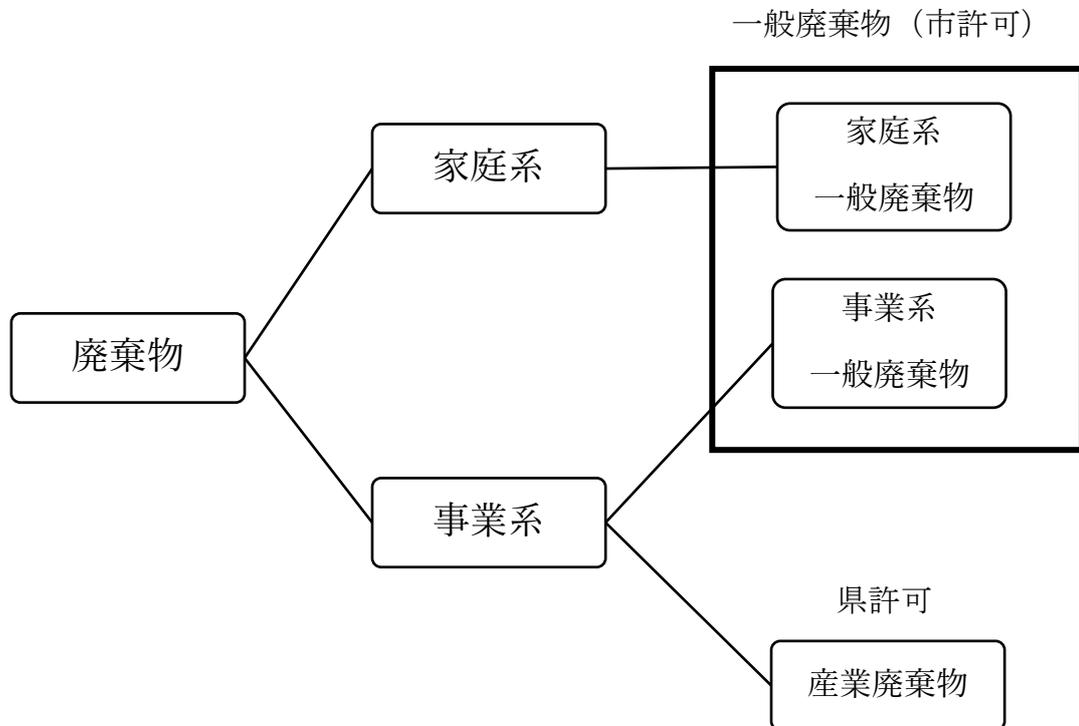


# 一般廃棄物処理業 許可申請（更新）の手引き

登米市

環境事業所 廃棄物対策課

# 1 廃棄物の分類



(1) 家庭系一般廃棄物

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物

(2) 事業系一般廃棄物

店舗、飲食店、事業所などの営利を目的とするだけでなく、学校、病院、官公庁など公共施設を含め事業活動から発生する全ての一般ごみ（法律で定める産業廃棄物を除く）

(3) 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に規定する20種類の廃棄物

## 2 一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2により「市町村が定めた一般廃棄物処理計画に従って、市町村が収集、運搬及び処分をしなければならないとされています。

登米市内で一般廃棄物収集、運搬及び処理を業として行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市長の許可が必要です。

許可に際し、市では許可の有効期間、一般廃棄物の収集を行うことができる区域及び生活環境の保全上必要な条件を付します。

許可の更新期間は、法施行令第4条の5の規定により、**2年**と定められています。

※次の場合は、許可を受ける必要はありません。

- ・事業者自ら運搬し、又は処分する場合（自社のごみを自社の施設で処理）
- ・専らの再生物（古紙、古繊維、鉄くず、空きびん）のみを扱う場合
- ・その他環境省令で定めるもの

### ○一般廃棄物処理業の許可について

登米市で一般廃棄物処理業の許可を受ける場合は、法律による基準のほか、**登米市の基準**を満たしている必要があります。

許可申請の内容を確認し、必要に応じ実地検査を行ったうえで、一般廃棄物処理業等許可業者審査委員会にて許可基準に適合しているか審査を行い、認められた場合に許可となります。

### ○許可証の交付について

一般廃棄物処理業の許可（新規・更新・変更）をしたときは、許可証を交付します。

### ○許可手数料

一般廃棄物処理業許可手数料（新規・更新） 1件 3,000円

### ○申請書・書類の提出先

登米市市民生活部環境事業所廃棄物対策課

住所：登米市豊里町笑沢153番地22

電話：0225-98-4372

### 3 一般廃棄物処理業の許可基準

#### (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可基準

内 容		根 拠
1	1 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。	法第7条第5項第1号
	①事業系一般廃棄物等（家庭系処理困難物を含む。）収集運搬とする。	登米市基準
2	2 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。	法第7条第5項第2号
	①資源ごみの分別収集などのごみの減量化に取り組む体制が整備されていること又は業務開始まで整備すること ②登米市内の住民であること。法人の場合は、登米市内の住所が存在していること。ただし、登米市外の住民又は本社が登米市内に存在する法人であって、一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者が荷積み又は荷降ろしをする場合は、この限りでない。 ③許可を申請する場合、事業計画書に2箇年度分の一般廃棄物収集予定量を記載すること。 ④更新の許可申請の場合、過去2箇年度中に実績が皆無又は極めて少量であった場合は、許可しないことができる。	登米市基準
3	3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。	法第7条第5項第3号
	(1)施設に係る基準	施行規則第2条の2第1号
	1 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運帆船、運搬容器その他運搬施設を有すること。	
	①収集車両を1台以上保有していること ②パッカー車等を使用し、一般廃棄物が飛散し及び悪臭が漏れるおそれがないようにすること。ただし、生ごみを収集しない場合はこの限りでない。	登米市基準
	(2)申請者の能力に係る基準	施行規則第2条の2第2号
	1 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知能及び技能を有すること 2 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	
①ごみの収集運搬業の講習会を受講していること。 ②納税義務を確実に果たしていること。	登米市基準	

(2) 一般廃棄物処分業の許可基準

内容		根拠
1	1 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。	法第7条第10項第1号
	①事業系一般廃棄物等（家庭系処理困難物を含む。）の処分とする。 （紙ごみについては、事業者等が梱包に使用する紙類及びその付帯物・保護剤）	登米市基準
2	2 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。	法第7条第10項第2号
	①ごみの減量化に取り組む体制が整備されていること又は業務開始まで整備すること ②登米市内の住民であること。法人の場合は、登米市内の住所が存在していること。 ③許可を申請する場合、事業計画書に2箇年度分の一般廃棄物収集運搬予定処分量を記載すること。 ④更新の許可申請の場合、過去2箇年度中に実績が皆無又は極めて少量であった場合は、許可しないことができる。	登米市基準
3	3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。	第5項第3号
	(1)施設に係る基準	施行規則第2条の4第1号イ
	1 その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分業を行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。	登米市基準
	①一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 ②保管施設を有する場合は、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。	
	(2)申請者の能力に係る基準	施行規則第2条の4第1号ロ
	1 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知能及び技能を有すること 2 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	登米市基準
① ごみの処分業の講習会を受講していること。 ② 納税義務を確実に果たしていること。		

(3) 一般廃棄物収集運搬業及び処分業許可にかかる欠格要件

法第7条第5項第4号(法第7条第10項第4号)に掲げる欠格要件は、次のとおりです。

条項	欠格事項の内容
イ	心身の故障により業務を的確に行うことができない者として環境省令で定めるもの
ロ	破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
ハ	禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ニ	以下の法令等により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法律に基づく処分に対する違反</li> <li>・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に対する違反</li> <li>・刑法第204条(傷害罪)、第206条(現場助勢罪)、第208条(暴行罪)、第208条の3(凶器準備集合及び結集罪)、第222条(脅迫罪)若しくは247条(背任罪)の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪</li> </ul>
ホ	第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
ヘ	第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業にいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条5号に該当する旨の同様の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
ト	ヘに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条5号に該当する旨の同様の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある場合を除く。)の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
チ	その業務に対し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
リ	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者がその法廷代理人(法廷代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの
ヌ	法人でその役員又は政令で定める使用人のうちイからチまでのいずれかに該当する者があるもの
ル	個人で政令で定める使用人のうちイからチまでのいずれかに該当する者があるもの

## 4 許可申請について

### 一般廃棄物処理業許可の申請及び添付書類一覧

NO	書類名	必要な書類				備考
		収集運搬		処分		
		個人	法人	個人	法人	
申請書						
	一般廃棄物処理業(更新)許可申請書(様式第5号)	○	○	○	○	
	変更届書(様式第4号)	○	○	○	○	※変更時
添付書類						
1	業務に従事する従業員名簿(様式第2号)	○	○	○	○	
2	車両・器材届(様式第3号)	○	○	○	○	
3	車検証の写し	○	○	○	○	
4	車両・器材の写真	○	○	○	○	
5	定款又は寄附行為		○		○	
6	住民票の写し	○		○		
7	登記簿謄本		○		○	
8	誓約書	○	○	○	○	
9	申請者履歴書	○	○	○	○	法人の場合は、役員の履歴書
10	役員名簿		○		○	
11	事務所見取図	○	○	○	○	
12	事業計画書	○	○	○	○	
13	事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類			○	○	
14	収集運搬実績報告書・計画書	○	○	○	○	
15	納税証明書(法人)(※直近のもの)		○		○	・市で発行される納税証明書(法人市民税) ・県税事務所で発行される納税証明書(法人県民税)・税務署で発行される納税証明書(その3の3)
16	納税証明書(個人)(※直近のもの)	○		○		市で発行される納税証明書
17	実務管理者講習修了証(写)	○	○	○	○	(一財)日本環境衛生センター主催の講習会又は(公財)日本産業廃棄物処理振興センターの講習会
18	産業廃棄物収集運搬業許可証(写)	△	△	△	△	取得者のみ提出
19	クリーンセンター使用許可申請書(様式第1号)	△	△			市クリーンセンターへ運搬する場合

## 登米市一般廃棄物処理業許可申請書の記入方法

許可申請書（様式第5号）

○ 申請者の住所及び氏名

- （1）法人の場合は、主たる事業所（登記されている本店）を記入してください。
- （2）個人の場合は、住民票の写しに記載されている住所及び氏名を記入してください。

1 事業所の所在地及び名称

事業所の所在地及び名称を記入してください。

2 業種

一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処理業

3 事業所の区域

事業を行う事業範囲を記入してください。

（記入例：登米市内）

4 取り扱う一般廃棄物の種類

取り扱う一般廃棄物の種類を記入してください。

（記入例：事業系一般廃棄物（家庭系処理困難物を含む）・事業系一般廃棄物（家電荷降ろし））

5 事業の用に供する施設（車両含む。）の種類及び数量

一般廃棄物の収集運搬車両等について、種類別に記入してください。

（記入例：ダンプ3台、塵芥車1台など又は別紙様式第3号のとおり）

6 処分の方法

処分先の名称等を記入してください。

（記入例：登米市クリーンセンター・資源化施設・登米市一般廃棄物処分業許可業者にて処分）

7 積替え又は保管行為

有又は無に○をして、有の場合はその施設規模及び概要書を添付してください。

## 添付書類について

- 1 業務に従事する従業員名簿（様式第2号）  
収集運搬に係る従業員の職種、氏名、生年月日、住所を記載してください。
- 2 車両・器材届（様式第3号）  
使用する車両・器材について記載してください。
- 3 車検証（写）  
車両・器材届に記載した車両の車検証（写）を添付してください。
- 4 車両・器材の写真  
（1）車検証（写）と同じ車両の写真を添付してください。（前・横・後から撮影したもの）  
（2）車両・器材届に記載した器材の写真を添付してください。
- 5 定款又は寄附行為の写し  
法人の場合、定款又は寄附行為の写しを添付してください。
- 6 住民票  
個人の場合は、住民票（個人番号が記載されていないもので、本籍地が記載あるもの）を添付してください。
- 7 登記事項証明書  
法人の場合、商業登記法による登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付してください。
- 8 誓約書  
申請者が廃棄物処理法及び清掃業に関する法律第7条第5項第4号イからルに掲げる欠格要件に該当しない者であることを確認した上で誓約してください。
- 9 申請者履歴書  
（1）法人の場合は、役員名簿に記載された履歴書を添付してください。  
（2）個人の場合は、申請者の履歴書を添付してください。

- 10 役員名簿  
法人の場合は、役員名簿を添付してください。
- 11 事務所見取図  
申請に係る事業で用いる事務所及び事業所付近の見取図を添付してください。
- 12 事業計画書  
許可を申請した理由及びどのような業種から排出される一般廃棄物を取り扱うかについてできる限り具体的に記述してください。
- 13 事業の用に供する施設の構造を明らかにする書類  
処分業の許可を申請する場合、処理施設で使用する機械等の写真（カタログ）を添付してください。
- 14 収集運搬実績報告書・計画書  
収集運搬及び処分にかかる過去2年間の実績及び2年分の計画書を添付してください。
- 15 納税証明書（法人）
  - (1) 市で発行される納税証明書（法人市民税）
  - (2) 県税事務所で発行される納税証明書（法人県民税）
  - (3) 税務署で発行される納税証明書（その3の3）
- 16 納税証明書（個人）  
市で発行される納税証明書
- 17 実務管理者講習会修了証（写）  
下記のいずれかの修了証の写しを添付してください。
  - ①（一財）日本環境衛生センター主催の講習会を修了したもの（2年以内）
  - ②（公財）日本産業廃棄物処理振興センター主催の講習会を修了したもの（5年以内）
- 18 産業廃棄物収集運搬業及び処分業許可証（写）  
取得者のみ添付してください。
- 19 クリーンセンター使用許可申請書（様式第1号）

市クリーンセンターへ運搬する場合、提出してください。(処分業は不要)

### 登米市一般廃棄物処理業変更届の記入方法

変更届書(様式第4号)

○ 申請者の住所及び氏名

(1) 法人の場合は、主たる事業所(登記されている本店)を記入してください。

(2) 個人の場合は、住民票の写しに記載されている住所及び氏名を記入してください。

1 変更内容

変更内容を記入してください。

(記入例:増車、代表者名、社名など)

### 添付書類について

変更内容の部分について必要な書類を添付してください。

- ・名称、代表者名、住所の場合:登記簿謄本
- ・車両の場合:車検証(写し)、車両の写真
- ・器材の場合:器材の写真